

市民と議会の集い

次 第

1. 開式 司 会
2. 開会挨拶 江別市議会議長
3. 趣旨説明 議会運営委員会委員長
4. 三常任委員会と市民の意見交換

・ 総務文教常任委員会 (14:15 ~ 14:45)

(休憩)

・ 生活福祉常任委員会 (14:50 ~ 15:20)

(休憩)

・ 経済建設常任委員会 (15:25 ~ 15:55)

5. 閉会挨拶 江別市議会副議長
6. 閉会 司 会

「第3回市民と議会の集い」の進め方

開会式が終わりましたら、受付時にお知らせした会場へ移動していただきます。

各会場では、ご意見ご要望を所定の用紙に記入して提出していただきます。

提出していただいた用紙は抽選して意見交換をさせていただきます。

総務文教常任委員会は総務部、企画政策部、会計課、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会

- 市役所の施設に関すること
- 教育に関すること
- バス路線に関すること
- 防災に関すること
- など

生活福祉常任委員会は生活環境部、健康福祉部、市立病院、消防本部

- ごみの収集に関すること
- 医療に関すること
- 子育てに関すること
- 消防に関すること
- など

経済建設常任委員会は経済部、農業委員会、建設部、水道部

- 商工業に関すること
- 道路や除雪に関すること
- 水道に関すること
- など

皆様から頂いた貴重なご意見、ご要望は今後の市政のために
役立たせていただきます。

※疑問点はお気軽に近隣の議員に声をおかけください。

各常任委員会の概要

◎総務文教常任委員会

- ・ 定数：9人
- ・ 任期：2年
- ・ 委員長：相馬芳佳
- ・ 副委員長：内山祥弘
- ・ 委員：岡村繁美、齋藤一、高間専逸、本間憲一、宮川正子、宮本忠明、山本由美子
- ・ 所管部局：総務部、企画政策部、会計課、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項

◎生活福祉常任委員会

- ・ 定数：9人
- ・ 任期：2年
- ・ 委員長：尾田善靖
- ・ 副委員長：島田泰美
- ・ 委員：赤坂伸一、石田武史、齊藤佐知子、清水直幸、鈴木真由美、角田一、吉本和子
- ・ 所管部局：生活環境部、健康福祉部、市立病院、消防本部

◎経済建設常任委員会の概要

- ・ 定数：9人（一名欠員、8名）
- ・ 任期：2年
- ・ 委員長：野村尚志
- ・ 副委員長：裏君子
- ・ 委員：高橋典子、干場芳子、諏訪部容子、徳田哲、星克明、堀直人
- ・ 所管部局：経済部、農業委員会、建設部、水道部

～～議会の仕組、役割～～

議会運営委員会

1.市議会（地方議会）の役割とは・・・

地方議会は、地方自治法により設置が義務付けされており、住民からの直接選挙で選ばれた議員で構成される合議体で、次のような役割を担っています。

（１） 住民を代表する機関

地方公共団体の長と同じく「議会の議員」についても、住民が直接これを選挙することが定められています。このように地方自治体は、執行機関の長と議決機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二代表制をとっており、執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有しています。

（２） 地方公共団体の意思を決定する機関

執行機関の長が独任制であるのに対し、議会は複数の代表で構成される合議制の機関です。議会は、市長から提案される予算、決算、条例制定や改廃、市が締結する契約等を審議しますが、審議の場に多様な市民の意見を反映させ、審議の過程でさまざまな意見を出し合い、その可否について決定する権限を有しています。

（３） 提言する機関

議会は、市長から提出された議案に対し、その可否についての判断をするだけでなく、議員にも条例制定や改廃等についての提案権があります。議会の政策形成機能の充実が重要になっており、議案の提案・修正などによる議会意思の表明など政策決定における大きな権限を有しています。

（４） 地方公共団体の内部機関

地方公共団体は、執行機関（行政）と議決機関（議会）とで構成されています。執行機関と議決機関は常に対等であると言われますが、江別市を代表するのは市長です。議会が、議論を尽くした上で議案を議決しても、それを江別市の施策として対外的に実行するのは市長であり、議会は、縁の下の力持ち的な役割を担っています。

（５） 執行機関を監視する機関

議会は、主権者である住民に代わって執行機関を監視・評価し、執行機関の独走をチェックする機関でもあります。具体的な例として、一般質問、議案に対する質疑、委員会での審査、所管事務調査等が挙げられます。

（６） 公益に関する機関意思を決定する機関

国の各省庁や国会等に対し、公益に関することについて、意見書を提出することができます。住民の代表として住民の総意を背景に意見書を可決することは、議会として、とても重要なことです。

また、特定の問題について、多くの地方議会が意見書を可決して国の各省庁や国会等に提出することは、問題解決の糸口につながっていくものであり、住民が目的の実現のために議会と協調していくことが必要です。

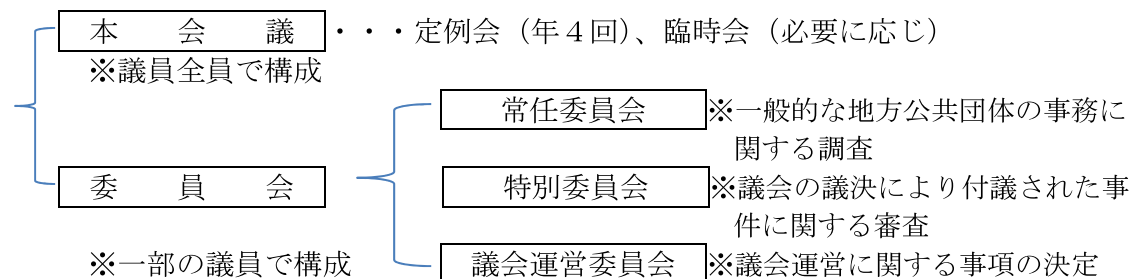
2. 江別市議会の仕組み

1 の地方議会の役割を実行する為に、江別市議会は以下のような仕組みで構成されています。

- ・ 任 期 平成 2 7 年 5 月 1 日～平成 3 1 年 4 月 3 0 日
- ・ 条例定数 2 7 名 （現員数 2 7 名）
- ・ 会 派 5 会派（会派構成については別添資料を参照願います）

※議会基本条例第 4 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
3 会派は、政策決定、政策提案、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

・ 議会の構成



3. 議会運営委員会の概要

・ 役割

議会の運営が円滑に行われるように議事の順序・進め方、その他議会運営上必要な事項に関して協議します。

今回の「市民と議会の集い」の開催、議会運営の改革や検討等も議会運営委員会の役割となっております。

- ・ 定数 1 0 名（※会派の人数により配分されています）

（自民クラブ 3 名、民主・市民の会 3 名、公明党 2 名、江別未来づくりの会 1 名、日本共産党議員団 1 名）

- ・ 任期 2 年

- ・ 委員名 委員長 角田 一
副委員長 宮川正子
委員 内山祥弘 尾田善靖 諏訪部容子 相馬芳佳 高橋典子
高間専逸 星克明 本間憲一

4.江別市議会改革の取り組み

近年、地方分権の進展とともに、地方自治体の裁量権が広がり、議会および議員の果たす役割の重要性がますます増していく中、江別市の自治の基本理念とルールを定めた「江別市自治基本条例」（平成 21 年 7 月施行）における議会と議員に関する規定を受けて、その具体的な方策が求められ、本市議会では、議会や議員の活動原則、市民や市長等との関係などの基本的事項のほか、委員会審査における自由討議や請願提出者の陳述機会の確保など、新たな試みを盛り込んだ「江別市議会基本条例」を平成 25 年 3 月 25 日に制定、議会における最高規範として平成 25 年 4 月 1 日より施行致しました。現在この基本条例の理念や目指すべき姿をより具体化するべく、議会運営の検討、改革を進めている所です。

これまでの取り組みの歩み

- | | |
|---------|---|
| 平成 13 年 | ・ 政務調査費の交付に関する条例及び施行規則を制定 |
| 平成 15 年 | ・ 議員定数を削減（32 人から 29 人へ、法定数 34 人）
・ 議会ホームページの開設
・ 議長公用車の廃止 |
| 平成 18 年 | ・ 議会ホームページへの一般質問通告内容の掲載 |
| 平成 19 年 | ・ 議員定数を削減（29 人から 27 人へ、法定数 34 人）
・ 常任委員会の統合（4 委員会から 3 委員会へ） |
| 平成 20 年 | ・ 費用弁償の内、市内日当の金額を 2,300 円から 700 円へ減額 |
| 平成 21 年 | ・ 費用弁償の内、市内日当（700 円）を廃止
・ 議会海外行政調査派遣を廃止 |
| 平成 24 年 | ・ 一般質問における一問一答方式の導入
・ 委員会傍聴者への資料提供（閲覧）の実施 |
| 平成 25 年 | ・ 議会基本条例を制定
・ 請願者の陳述の実施（委員会）
・ 反問の実施
・ 自由討議の実施（委員会） |
| 平成 26 年 | ・ 政務活動費明細の公開
・ 行政調査報告書の公開
・ 本会議のインターネット中継の開始
・ 議案に対する賛否の公開
・ 議会報告会の開催 |
| 平成 28 年 | ・ 議会主催の議員研修会の開催 |

現在の議会検討課題

①委員会録のホームページ掲載 ②議会広報の充実化 ③議会の情報化についての研究・検討 ④議員の報酬等・定数のあり方 ⑤長期欠席した場合の議員報酬の減額

江別市議会議員名簿

平成 28 年 11 月 1 日現在

期数	氏 名	ふりがな	議運	常任委員会	会派名
9	赤坂 伸一	あかさか しんいち		生活福祉	民主・市民の会
2	石田 武史	いしだ たけし		生活福祉	江別未来づくりの会
2	内山 祥弘	うちやま よしひろ	○	△総務文教	民主・市民の会
2	裏 君子	うら きみこ		△経済建設	公明党
7	岡村 繁美	おかむら しげみ		総務文教	民主・市民の会
5	尾田 善靖	おだ よしやす	○	◎生活福祉	民主・市民の会
5	齊藤佐知子	さいとう さちこ		生活福祉	公明党
1	齋藤 一	さいとう はじめ		総務文教	日本共産党議員団
3	島田 泰美	しまだ やすみ		△生活福祉	自民クラブ
5	清水 直幸	しみず なおゆき		生活福祉	自民クラブ
7	鈴木真由美	すずき まゆみ		生活福祉	民主・市民の会
2	諏訪部 容子	すわべ ようこ	○	経済建設	民主・市民の会
3	相馬 芳佳	そうま よしか	○	◎総務文教	公明党
5	高橋 典子	たかはし のりこ	○	経済建設	日本共産党議員団
3	高間 專逸	たかま せんいつ	○	総務文教	自民クラブ
3	角田 一	つのだ はじめ	◎	生活福祉	自民クラブ
1	徳田 哲	とくだ さとし		経済建設	公明党
3	野村 尚志	のむら ひさし		◎経済建設	自民クラブ
1	星 克明	ほし よしあき	○	経済建設	自民クラブ
3	干場 芳子	ほしば よしこ	副議長	経済建設	民主・市民の会
1	堀 直人	ほり なおと		経済建設	江別未来づくりの会
2	本間 憲一	ほんま けんいち	○	総務文教	江別未来づくりの会
3	三角 芳明	みすみ よしあき	議長		自民クラブ
4	宮川 正子	みやかわ まさこ	△	総務文教	公明党
4	宮本 忠明	みやもと ただあき		総務文教	自民クラブ
4	山本由美子	やまもと ゆみこ		総務文教	自民クラブ
4	吉本 和子	よしもと かずこ		生活福祉	日本共産党議員団
	◎委員長 △副委員長				

参考資料（「議会のしおり」より）

（議会一般）

・ 条例定数 27人 現員数 27人（平成28年5月1日現在）

・ 任 期 平成27年5月1日～平成31年4月30日

・ 党派別・会派別構成

（平成28年5月1日現在）

	自由 民主党	民進党	公明党	日本 共産党	市民 ネット	無所属	合 計
自 民 ク ラ ブ	9(1)						9(1)
民 主 ・ 市 民 の 会		5(2)			1(1)	1(0)	7(3)
公 明 党			5(4)				5(4)
江別未来づくりの会						3(0)	3(0)
日 本 共 産 党 議 員 団				3(2)			3(2)
合 計	9(1)	5(2)	5(4)	3(2)	1(1)	4(0)	27(10)

（ ）は女性議員数

・ 当選期数別構成

期 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
人 数	4	5	7	4	4	0	2	0	1

・ 委員会構成（定数）

委 員 名		人 数	所 管
常任委員会	総 務 文 教	9	総務部・企画政策部・会計課・教育委員会・監査・選管・その他
	生 活 福 祉	9	生活環境部・健康福祉部・消防本部・市立病院
	経 済 建 設	9	経済部・建設部・水道部・農業委員会
議会運営委員会		10	
議会報編集委員会		5	
図書室運営委員会		5	

・ 特別委員会は除く

・ 議員、特別職等報酬（月額）

（単位：円）

議 長	456,000	市 長	893,000
副 議 長	407,000	副 市 長	722,000
議 員	378,000	水道事業管理者	618,000
監査委員（議会選出）	40,300	教 育 長	618,000

・ 費用弁償（平成21年4月1日廃止）

・ 旅費額

（単位：円）

	日 当		宿 泊 料		
	道内	道外	道内	道外	東京23区
議 員	2,800	3,000	12,500	13,600	14,800

・ 行政調査

	実施時期
常 任 委 員 会	任期中 1・3 年目
議 会 運 営 委 員 会	任期中 2・4 年目

※海外行政調査は平成21年4月1日より廃止

・ 政務活動費（平成25年4月1日適用）

対 象	会 派
交 付 額	月額 15,000 円／人

（年 18 万円）

・ 議会だより発行

名 称	えべつ市議会だより
創 刊	昭和 60 年 6 月
発行回数	年 4 回
発行経費	1,679 千円
発行部数	42,600 部
配布範囲	市の広報紙と一体梱包し、自治会を通じて配布している。

・職員数 (平成28年4月1日現在)

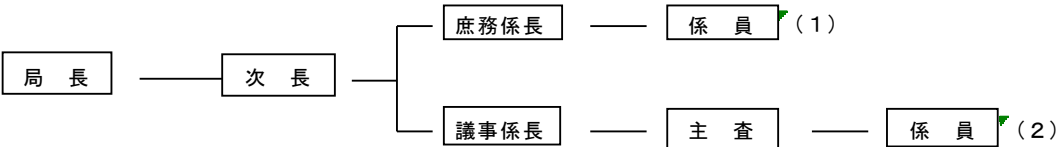
	定 数	現 員
市 長 部 局	527	480
議 会 事 務 局	8	8
教 育 委 員 会	140	99
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	4	3
監 査 委 員 事 務 局	4	4
農 業 委 員 会 事 務 局	6	1
消 防 本 部	130	130
水 道 部	102	62
市 立 病 院	372	369
合 計	1,293	1,156

・議会費 (平成28年度) (単位 千円)

節	金額	節	金額
1 報 酬	123,756	12 役 務 費	1
3 職 員 手 当 等	49,812	13 委 託 料	2,795
4 共 済 費	50,831	14 使用料及び賃借料	89
7 賃 金	1,527	15 工事請負費	0
9 旅 費	3,000	18 備品購入費	0
10 交 際 費	500	19 負担金補助及び交付金	5,623
11 需 用 費	2,145	合 計	240,079

※職員給与費 61,363 千円は除く。

・議会機構 定数 8人 現員 8人



・議会活動状況

本 会 議	平成26年					平成27年				
	定 例 会				臨時会	定 例 会				臨時会
	3月	6月	9月	12月		3月	6月	9月	12月	
会 期	27	15	23	16		27	21	24	16	1
日 数	5	5	6	5		5	4	4	5	1
一般質問者数	9	9	11	10		9	8	6	12	

		平成26年		平成27年	
委員会名		延日数	実時間(分)	延日数	実時間(分)
議会運営委員会		19	711	16	420
常任委員会	総務文教	19	1,990	20	2,108
	生活福祉	18	1,106	15	934
	経済建設	12	1,017	14	955
特別委員会	予 算	8	1,643	13	1,870
	決 算	11	1,990	11	2,173

議案等の質疑	通告制	無
	発言回数	制限する。（３回まで）
	発言時間	制限しない。
	市長の行政報告に対する質疑	許可している。
議案等の委員会付託	本会議上程前の委員会への周知方法	行っている。 （委員会を開催し、部長以下の説明を受けている。）
	付託の基準	特に基準はないが、即決で行うものは次のとおり。 ①人事案件 ②議員提出議案 ③その他
議事進行発言の取扱い	議長の手配	休憩し、議会運営委員会にその取扱いを諮ることを基本としている。
討論	通告制	無
	発言者	制限しない。
一般質問	代表質問制	無
	質問日	定例会の初日からおおむね６日目。 常任委員会の審査後となる。
	質問時間	総括質問総括答弁方式は、１回目は３０分以内とし、２回目以降は前回の時間を超えない範囲。 一問一答方式は、合計で４５分以内。
	回数制限	制限する。（３回まで）
	方法	１回目のみ登壇する。２回目以降は質問席。
	通告期限	本会議初日散会后、１時間。
	通告内容	具体的に記入することとしている。
	質問順位	抽選。 同一会派より複数の通告があった場合は、会派内で順位を決めグループ毎に抽選する。
当初予算の審議方法		予算特別委員会を設置し付託。 質疑は事前通告制。
補正予算の審議方法		各常任委員会へ付託。
決算審査の方法		決算特別委員会を設置し付託。

・平成２７年定例会及び臨時会議案提出、議決形態別内訳

			提出件数		前回より継続	合計	議 決 形 態 別								議 決 合 計	次回へ継続
			市長提出	議会提出			原案可決	認定承認	同意	原案修正	否決	撤回	取り下げ	その他		
議案	条 例		34			34	34								34	
	予 算		20			20	20								20	
	委員会条例			1		1	1								1	
	専決承認 （１７９条）		5			5		5							5	
	選任・任命		7			7			7						7	
	一般議案		18			18	18								18	
	再 掲 （訂正・撤回）					0									0	
	計		84	1	0	85	73	5	7	0	0	0	0	0	85	0
その他	推 薦			2		2								2	2	
	諮 問		2			2								2	2	
	決 算（認定）		8		5	13		8						8	5	
	計		10	2	5	17	0	8	0	0	0	0	0	4	12	5
意見書案				11		11	11								11	
決 議 案						0									0	
請 願				3		3								3	3	
陳 情				4	1	5								4	4	1
そ の 他						0									0	
計			0	18	1	19	11	0	0	0	0	0	0	7	18	1
小 計			94	21	6	121	84	13	7	0	0	0	0	11	115	6
報 告	専 決（180条）		2			2								2	2	
	議員諸報告					0									0	
	監査報告			14		14								14	14	
	そ の 他		12			12								12	12	
選 挙				6		6								6	6	
合 計			108	41	6	155	84	13	7	0	0	0	0	45	149	6
付議事件	特 別 委員会	設置		3		3								3	3	
		廃止				0									0	
	辞職許可					0									0	
	そ の 他			4		4								4	4	
総 計			108	48	6	162	84	13	7	0	0	0	0	52	156	6

江別市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第4条）

第3章 市民と議会との関係（第5条・第6条）

第4章 市長等と議会との関係（第7条―第9条）

第5章 委員会の活動（第10条―第12条）

第6章 議会機能の強化（第13条―第16条）

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第17条―第19条）

第8章 議会改革（第20条）

第9章 最高規範性及び見直し（第21条・第22条）

附則

市民が直接選挙する議員で構成される地方自治体の議会は、自治体の長と共に二代表制の一翼を担っており、監視機能や立法機能の発揮が期待されている。また、地方自治の本旨にのっとりた団体自治と住民自治に根ざしたまちづくりにおいて、地方自治体の議会が果たすべき役割は、地方分権の進展に伴って大きなものとなっている。

このような中、江別市においては、江別市自治基本条例に規定された議会の役割と責務に基づいて、市民意思の的確な把握に努め、自由かつたつな討議を通じて、立法機能、政策提案機能など持てる権能を十分に駆使し、活力と責任のある議会活動が求められている。

私たち江別市議会（以下「議会」という。）は、議会に関する基本的事項を定め、自らの責務を果たし、市民参加を推進し、市民との協働の下、市民の意思を市政に適切に反映し、市民福祉の向上と市政の発展を目指し、市民に信頼される議会を築くため、議会の最高規範として江別市議会基本条例（以下「条例」という。）をここに制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員が担うべき基本的事項を定め、議会の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会の実現を目指すことを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- （1） 公正性、透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。

- (2) 市民等の多様な意見や知見等を的確に把握するよう努め、政策調査、政策提案及び政策提言の充実を図り、市政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営に対する監視及び評価機関としての役割を果たすこと。
- (4) 市民の傍聴及び参加意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 情報公開に努め、議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を市民に対し説明する責任を果たすこと。
- (6) この条例の趣旨を踏まえ、議会に関して定められた条例、規則等及び議会内の申合せ事項等を継続的に見直すこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政全般についての課題、市民の意見、要望等を的確に把握し、これを政策形成に反映できるよう、自己の能力を高めるために不断の研さんに努めること。
- (3) 議会の構成員として一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。
- (4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、政策決定、政策提案、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会との関係

（市民参加及び市民との連携）

第5条 議会は、市民に対し、積極的にその有している情報を公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）等の会議は、原則として公開するものとする。
- 3 議会は、地方自治法に規定された制度等を十分活用し、市民の専門的な識見等を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議員と市民が市政全般にわたり、情報及び意見を交換する場を多様に設けるとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、請願の審査においては、当該請願をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるため、多様な議会広報活動に努めなければならない。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等との関係)

第7条 議会は、市長等と常に緊張感のある関係を保持し、政策提案、政策提言等を通じて、市民福祉の向上と市政の発展に取り組まなければならない。

(質疑及び質問)

第8条 本会議及び委員会における議員と市長等との質疑又は質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努めるものとする。

- 2 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質疑又は質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲で反問し、又はその趣旨を確認することができる。

(議会への重要政策等の説明)

第9条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策提案の根拠
 - (2) 提案に至るまでに検討した他の政策の是非を含めたその経緯
 - (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
 - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
 - (5) 総合計画との整合性
 - (6) 関係法令、条例等
 - (7) 財源措置
 - (8) 将来にわたるコスト計算と政策効果
- 2 議会は、前項に掲げる政策等の提案を審議するに当たって、立案及び執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

第5章 委員会の活動

(委員会の役割)

第10条 委員会は、本会議における審議、表決を行うための審査及び調査機関としての役割を担うものとする。

- 2 委員会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その専門性及び特性を十分発揮しなければならない。

(討議による合意形成)

第11条 委員会は、議案等の審査又は調査に当たっては、その課題などについて共通理解を深めるため、委員相互間の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

(委員会の運営)

第12条 委員会は、委員の資質向上及び政策の充実に資するため、独自に調査研究するよう努めるものとする。

- 2 委員会は、その役割を果たすために公聴会制度、参考人制度等を活用するよう努めるとともに、請願者の陳述機会を設けるものとする。
- 3 委員会は、審査及び調査に当たっては、資料等の公開に努め、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

第6章 議会機能の強化

(政務活動費)

第13条 会派又は議員は、政策提案、政策提言、調査研究その他の活動に資するために交付を受けた政務活動費の執行に当たっては、江別市議会政務活動費の交付に関する条例等を順守しなければならない。

- 2 使途については、証拠書類等を公開することにより透明性を確保するものとする。

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策調査、政策提案、政策提言等の能力の向上に向けて、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会図書室)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(議会事務局の組織体制の整備)

第16条 議会は、議会の政策提案及び政策提言を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民全体の奉仕者として政治倫理及び人格の向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正に、その職務を行わなければならない。

- 2 議員は、市民の代表者として、良心と責任感を持って、品位を保持し、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(議員定数)

第 18 条 議員定数は、市政の現状と課題、将来予測等を十分に考慮し、議会の審議能力と市民意思の適正な反映を確保するなど、総合的な観点から、江別市議会議員定数条例で定めるものとする。

(議員報酬)

第 19 条 議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来予測等を踏まえ、市政における議員の活動、役割、責務等を十分に考慮し、江別市議会議員の議員報酬等に関する条例で定めるものとする。

第 8 章 議会改革

(議会改革の推進)

第 20 条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、専門的知見を活用するなど調査研究を進め、委員会等において、常に議論を深めるものとする。

第 9 章 最高規範性及び見直し

(最高規範性)

第 21 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を順守し、議会を運営しなければならない。
- 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとする。

(見直し)

第 22 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを委員会等において検証し、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。